

# 条例の概要

- 1 目的 (第1条) ○ 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める。
- 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減  
○ 犯罪被害者等の生活の再建  
○ 犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現
- 2 定義 (第2条) ○ 犯罪等: 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為  
○ 犯罪被害者等: 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族  
○ 犯罪被害者等支援: 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組
- 3 基本理念 (第3条) ○ 犯罪被害者等支援は、次の3つの考え方を柱として推進  
・ 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、尊厳にふさわしい処遇が保障されること。  
・ 犯罪被害者等の置かれた状況その他の事情に応じた適切な支援を実施するとともに、二次的被害を防止すること。  
・ 犯罪被害者等が、必要とする支援を途切れることなく受けることができるようにすること。
- 4 各主体の役割 (第4条-第7条) ○ 県の責務と関係者の役割を明確化(県、県民、事業者、民間支援団体)

## 5 基本的施策(第9条-第17条)

- (1) 相談、情報の提供等(第9条)  
○ 犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談対応、必要な情報提供及び助言、支援に精通している者の紹介等
- (2) 心身に受けた影響からの回復(第10条)  
○ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供等
- (3) 安全の確保(第11条)  
○ 一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等
- (4) 居住の安定等(第12条)  
○ 県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供等
- (5) 雇用の安定等(第13条)  
○ 犯罪被害者等の雇用の安定とその置かれている状況及び支援の必要性について事業者の理解を深めるために必要な施策
- (6) 経済的負担の軽減(第14条)  
○ 被害による経済的負担への経済的な助成に関する情報の提供及び助言等
- (7) 県民の理解の増進(第15条)  
○ 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性及び二次的被害防止の重要性について県民の理解を深めるための広報、啓発、教育の充実等
- (8) 人材の育成(第16条)  
○ 相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施等
- (9) 民間支援団体に対する支援(第17条)  
○ 民間支援団体の活動の推進に向けた情報の提供及び助言等

6 その他 (第8条、第18条-第20条)

- 支援計画の策定
- 年次報告
- 推進体制の整備
- 財政上の措置

7 施行日

公布の日